

宮津市公報

平成28年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 21 宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 1
- 22 宮津市市税条例等の一部を改正する条例 1
- 23 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 5

規 則

- 14 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 7

告 示

- 91 住民票の消除 7

公 告

- 25 宮津市営住宅の入居者の公募 8
- 26 公示送達 8
- 27 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項 8
- 28 農業振興地域整備計画の軽微な変更に係る縦覧 11
- 29 公示送達 11
- 30 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 11

教育委員会

《告 示》

- 10 宮津市教育委員会定例会の招集 12

選挙管理委員会

《告 示》

- 9 公職選挙法に基づいて行う公職の選挙における投票区 12
- 10 指定投票区の指定及び指定関係投票区 13
- 11 有権者総数の50分の1の数 13
- 12 有権者総数の3分の1の数 14
- 13 有権者総数の6分の1の数 14
- 14 宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程 14
- 15 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 14
- 16 参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 15
- 17 有権者総数の50分の1の数 15
- 18 有権者総数の3分の1の数 15
- 19 有権者総数の6分の1の数 15
- 20 参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所 15
- 21 参議院議員通常選挙における各投票区の投票所 16
- 22 参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ 16

23 参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	17
24 参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時	17
25 参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	17
26 参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	18
27 参議院議員通常選挙における期日前投票所	18
28 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における 期日前投票所	18
29 参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	18

農 業 委 員 会

《 告 示 》

8 宮津市農業委員会総会の招集	19
-----------------------	----

正 誤

平成28年4月1日付け宮津市公報第830号中	20
------------------------------	----

条 例

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第21号

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「届出を」を「規定による届出を」に改め、同条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「前条の」の次に「規定による」を加え、「7,350円」を「7,560円」に、「ときは、その事由が生じた」を「場合には、法第100条第5項の規定による告示の」に改める。

第9条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第22号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

（宮津市市税条例の一部改正）

第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第18条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第51条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第35条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第45条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「すでに」を「既に」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少

させるものに限る。これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第42条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第51条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第53条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正

申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第58条の2中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第131条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第3条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第6条の3第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第8項を同条第14項とし、同条第7項を同条第13項とし、同項の前に次の5項を加える。

8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の3中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の4第7項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第16条第1項及び第2項中「第20項」を「第19項」に改め、同条第3項中「第20項」を「第19項」に、「同項」を「第1項」に改め、同条第4項及び第5項中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第17条中「第20項」を「第19項」に改める。

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第

34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、宮津市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第18条第3号の項中「第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宮津市市税条例第18条、第45条、第51条及び第53条の改正規定並びに第2条中宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第38号）附則第6条第7項の改正規定（「、新条例」を「、宮津市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第18条第3号の項中「第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中宮津市市税条例第35条の4の改正規定及び次条第3項の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中宮津市市税条例附則第3条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）第45条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第45条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第35条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第51条第5項及び第53条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第51条第3項又は第53条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第6条の3第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第 6 条の 3 第 8 項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第 6 条の 3 第 9 項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第 1 号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 6 条の 3 第10項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第 6 条の 3 第11項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第 2 号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第 6 条の 3 第12項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第 2 号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第 6 条の 4 第 7 項第 5 号の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に改修される新法附則第15条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 6 月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第23号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 2 階層から第 4 階層まで」を「第 4 階層」に、「B 階層」を「D4-2階層（同表備考 3 各号に掲げる世帯の場合は、D5-2階層）」に改める。

別表第 1 の 1 の項の表備考 3 の表中「7,500円」を「3,750円」に改める。

別表第 1 の 1 の項の表備考 4 中「同一世帯」を「子どもの属する世帯がこの表による第 4 階層又は第 5 階層のいずれかの階層に認定され、同一世帯」に改め、「(備考 3 の規定に該当する場合は、備考 3 の表の利用者負担の額の欄に掲げる額)」を削り、同表備考 4 を同表備考 6 とし、同表備考 3 の次に次のように加える。

4 備考 3 の規定に該当する世帯において特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の 2 に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから 2 人目以降については無料とする。

5 子どもの属する世帯がこの表による第 2 階層又は第 3 階層のいずれかの階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考 4 の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3 人目以降については無料とする。

別表第 1 の 2 の 項 の 表 中

D1	A階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	24,300円未満	10,400円	10,400円	10,400円
D2		24,300円以上48,600円未満	12,600円	12,600円	12,600円
D3		48,600円以上53,300円未満	14,400円	14,400円	14,400円
D4		53,300円以上67,800円未満	16,300円	16,300円	16,300円
D5		67,800円以上82,300円未満	17,100円	17,100円	17,100円
D6		82,300円以上97,000円未満	21,600円	21,600円	21,600円
D7		97,000円以上121,000円未満	25,300円	25,300円	23,600円
D8		121,000円以上145,000円未満	29,100円	29,100円	25,600円
D9		145,000円以上169,000円未満	32,500円	29,900円	27,000円
D10		169,000円以上235,000円未満	36,700円	30,300円	27,200円
D11		235,000円以上301,000円未満	40,900円	30,700円	27,400円
D12		301,000円以上	41,800円	31,200円	27,800円

を

D1	A階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	24,300円未満	10,400円	10,400円	10,400円
D2		24,300円以上48,600円未満	12,600円	12,600円	12,600円
D3		48,600円以上53,300円未満	14,400円	14,400円	14,400円
D4-1		53,300円以上57,700円未満	16,300円	16,300円	16,300円
D4-2		57,700円以上67,800円未満			
D5-1		67,800円以上77,101円未満	17,100円	17,100円	17,100円
D5-2		77,101円以上82,300円未満			
D6		82,300円以上97,000円未満	21,600円	21,600円	21,600円
D7		97,000円以上121,000円未満	25,300円	25,300円	23,600円
D8		121,000円以上145,000円未満	29,100円	29,100円	25,600円
D9		145,000円以上169,000円未満	32,500円	29,900円	27,000円
D10		169,000円以上235,000円未満	36,700円	30,300円	27,200円
D11	235,000円以上301,000円未満	40,900円	30,700円	27,400円	
D12	301,000円以上	41,800円	31,200円	27,800円	

に

改める。

別表第 1 の 2 の 項 の 表 備 考 3 中 「 D 2 階 層 」 を 「 D 5 - 1 階 層 」 に 改 め、 同 表 備 考 3 の 表 を 次 の よう に 改 め る。

階層区分	利用者負担の額（月額）		
	3歳未満の子どもの場合	3歳の子どもの場合	4歳以上の子どもの場合
B	0円	0円	0円
C	3,350円	3,200円	3,200円
D1	4,700円	4,700円	4,700円
D2	5,800円	5,800円	5,800円
D3	7,200円	7,200円	7,200円
D4-1	8,150円	8,150円	8,150円
D4-2			
D5-1	8,550円	8,550円	8,550円

別表第1の2の項の表備考4中「同一世帯」を「子どもの属する世帯（備考3各号に掲げる世帯を除く。）がこの表によるD4-2階層からD12階層までのいずれかの階層に認定され、同一世帯」に改め、「（備考3の規定に該当する場合は、備考3の表の利用者負担の額の欄に掲げる額）」を削り、同表備考4を同表備考6とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 備考3の規定に該当する世帯において特定被監護者等が複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから2人目以降については無料とする。

5 子どもの属する世帯がこの表によるB階層からD4-1階層までのいずれかの階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考4の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成28年4月1日以後の利用に係る利用者負担について適用する。

規 則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月20日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第14号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「104,570円」を「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,290円」を「52,480円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第4の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第91号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、下記の者の住民票を消除したので、同令第12条第4項の規定により告示する。

平成28年6月24日

宮津市長 井上正嗣

記

< 以下掲示済 >

公 告

宮津市公告第25号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成28年6月6日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	9,500～20,300	2	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600～32,700	2	3DK
東波路	宮津市字波路	21,800～42,800	1	3DK
宮村上	宮津市字宮村	22,000～43,200	1	2DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成28年6月14日（火）から平成28年6月28日（火）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成28年8月18日（予定）

* * *

宮津市公告第26号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年6月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第27号

宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

平成29年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

平成28年6月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用予定者数	受 験 資 格
------	--------	---------

一般事務職	若干名	(1) 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成29年3月末日までに卒業見込みの方 (2) 平成8年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成28年3月に卒業した方又は平成29年3月末日までに卒業見込みの方
建築技術職	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は平成29年3月末日までに卒業見込みの方
精神保健福祉士 保健師	若干名	次のいずれかに該当する方 (1) 昭和46年4月2日以降に生まれた方で、概に精神保健福祉士の資格を有する方 (2) 昭和51年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（平成29年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

「保健師」について、免許を取得見込みで受験した方が、平成29年3月末日までに実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

2 試験の日時及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成28年9月18日(日) 午前8時30分(午前8時20分集合)	第1次試験合格者に文書で通知します。
場所	宮津市保健センター	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 第1次試験

試験科目

区分	試験科目
一般事務職	一般教養試験・適性検査・作文
建築技術職	一般教養試験・専門試験（建築）・適性検査
精神保健福祉士	一般教養試験・作文・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験（保健師）

試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間2時間(高校卒、保健師は1時間30分)
建築 (大学、短大、高専卒)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作文	筆記試験 試験時間50分

(2) 第2次試験

身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成28年6月20日以後に診断されたものに限ります。）

個別面接

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第 1 次合格発表	10月上旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	10月下旬（予定）	

電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成30年3月31日までです。

6 採用予定年月日

平成29年4月1日

概に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で概に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、平成28年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） 最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 最終学年までの成績証明書 大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 精神保健福祉士免状の写し（精神保健福祉士受験者のみ。） 保健師免許証の写し（保健師受験者のみ。取得見込みの方は受験申込時には不要。）
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの）を同封してください。
申 込 先	宮津市役所 総務部 総務課 職員係（本館3階）

8 受験申込みの受付期間

平成28年6月20日(月)から平成28年8月12日(金)まで

受付時間 午前8時30分～午後5時

郵送の場合は、8月12日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、8月19日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

9 給与等

(平成28年4月1日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給	176,700円	157,300円	144,600円

職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第 1 次試験	不合格者	総合順位及び総合 得点	各合格発表 の日から 2 週間	宮津市役所本館 3 階(総務部 総務課職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を 除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで)
第 2 次試験		総合順位		

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館 3 階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の 1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121 内線231・232

【参 考】

地方公務員法第16条（抄）

成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

* * *

宮津市公告第28号

宮津農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項で準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成28年 6 月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 縦覧期間

平成28年 6 月24日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 3 階）

* * *

宮津市公告第29号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年 6 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第30号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成28年 7 月 1 日から 2 週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟 2 階）において縦覧に供します。

平成28年 7 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成28年7月15日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字喜多の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字喜多の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（省略）

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第10号

平成28年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月22日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成28年6月28日(火) 午前9時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区	区 域
第1投票区	本町、魚屋、新浜、柳縄手、島崎、鶴賀、城内の各自治会及び字浜町
第2投票区	宮本、万町、京街道、大久保、金屋谷の各自治会
第3投票区	亀ヶ丘、松ヶ岡、池ノ谷、白柏の各自治会
第4投票区	浪花、漁師町、日吉、杉末の各自治会
第5投票区	城南、滝馬、百合が丘、福田、宮村上の各自治会
第6投票区	城東、宮村、辻町、旭が丘、第2旭が丘の各自治会
第7投票区	惣、皆原、山中、西波路、波路町、波路、東波路、府営東波路団地、獅子崎、つつじが丘、問屋町、グンゼの各自治会及び旧東国名賀自治会区域の字惣
第8投票区	小田、喜多、今福、天神、鳥が尾、松縄手の各自治会
第9投票区	新宮、脇、中村、小寺の各自治会
第10投票区	上司、中津、銀丘の各自治会
第11投票区	小田宿野、島陰、鏡ヶ浦の各自治会
第12投票区	田井、矢原、獅子の各自治会

第 13 投票区	須津、タケ丘、浜垣、宝山の各自治会
第 14 投票区	文珠自治会
第 15 投票区	江尻、天橋、難波野、大垣の各自治会及び字成相寺
第 16 投票区	中野、小松、溝尻、国分の各自治会
第 17 投票区	浜自治会
第 18 投票区	上自治会
第 19 投票区	下世屋自治会
第 20 投票区	松尾、木子、上世屋の各自治会
第 21 投票区	畑自治会
第 22 投票区	大島、岩ヶ鼻、外垣、長江の各自治会
第 23 投票区	田原自治会
第 24 投票区	里波見、中波見、梅ヶ谷、奥波見の各自治会
第 25 投票区	立、大西、厚垣、落山、藪田の各自治会
第 26 投票区	由良脇、由良宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦の各自治会

備考 この表の区域表示における自治会は、地縁により構成される住民組織としての自治会による表示とする。この場合における当該自治会以外の自治会であるマリントピアオーナーズ自治会に係る投票区の取扱いについては、その構成員ごとに、当該構成員の居住地を包括すると認められる自治会をその構成員の区域を示す自治会として取り扱うものとする。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 平成26年選管告示第 6 号は、廃止する。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第 1 項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 6 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

指定投票区	指定 関 係 投 票 区
第 1 投票区	第 2 投票区、第 3 投票区、第 4 投票区、第 5 投票区、 第 6 投票区、第 7 投票区、第 8 投票区、第 9 投票区、 第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、 第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、 第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、 第22投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区、 第26投票区

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 平成26年選管告示第 7 号は、廃止する。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第11号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数は、次のとおりである。

平成28年 6 月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 2 5 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5 , 4 0 7 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第13号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

2 , 7 0 4 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

宮津市公職選挙事務執行規程（昭和59年選管告示第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「様式第2号に準じて」を「委員会が別に定めるところにより」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第15号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙に係る選挙時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月17日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成28年6月22日
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）

宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

平成28年7月10日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成28年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成28年6月22日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 3 2 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第18号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5 , 5 2 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2 , 7 6 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

平成28年7月10日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成28年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成28年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第5投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第6投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第7投票区	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
第8投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第9投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第10投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
第11投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第12投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第15投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第16投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第17投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第18投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第19投票区	下世屋公民館	〃 下世屋(山口神社前)
第20投票区	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンター-せんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1
第24投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第25投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第26投票区	由良地区公民館(由良の里センター)	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成28年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投 票 所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後7時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第21投票所	午前7時から午後6時まで
第23投票所	午前7時から午後7時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第23号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成28年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区		上山 栄一		岩佐 信子
〃 2 〃		早川 善朗		林崎 芳紀
〃 3 〃		中村 明昌		佐藤 和子
〃 4 〃		森口 英一		森山 英樹
〃 5 〃		尾崎 吉晃		河合 隆太
〃 6 〃		高村 一彦		辻村 範一
〃 7 〃		小牧 美忠		大和 陽三
〃 8 〃		田中 修二		智原 正明
〃 9 〃		公庄 哲		三原 みゆき
〃 10 〃		永濱 敏之		松本 隆幸
〃 11 〃		河原 哲也		田野 博司
〃 12 〃	<省 略>	笠井 裕代	<省 略>	中嶋 章夫
〃 13 〃		安東 直紀		西原 誠二
〃 14 〃		河嶋 学		中村 理恵子
〃 15 〃		宮崎 茂樹		佐々木 義照
〃 16 〃		細野 英		千阪 季成
〃 17 〃		藤村 光代		安達 仁和
〃 18 〃		大上 仁志		吉田 典彦
〃 19 〃		大銅 浩助		黒田 浩
〃 20 〃		大井 良竜		小西 正樹
〃 21 〃		松崎 正樹		藤原 健二
〃 22 〃		前田 繁		藤原 節夫
〃 23 〃		藤田 憲一		中村 善之
〃 24 〃		木本 藤夫		谷口 宏幸
〃 25 〃		松島 義孝		岩佐 裕教
〃 26 〃		矢野 善記		長澤 嘉之

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第24号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成28年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 開票場所
開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
平成28年7月10日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第25号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり

選任した。

平成28年 6 月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

開票管理者

住 所 <省 略>

氏 名 堀 口 善 一

開票管理者職務代理者

住 所 <省 略>

氏 名 白 石 肇 子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第26号

平成28年 7 月10日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成28年 6 月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

1 日 時 平成28年 7 月 7 日 午後 6 時

2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第27号

平成28年 7 月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成28年 6 月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮 津 市 役 所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第28号

平成28年 7 月10日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

平成28年 6 月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

施設名	所在地
宮 津 市 役 所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第29号

平成28年 7 月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成28年 6 月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	堀 口 善 一	平成28年6月23日 平成28年6月27日 平成28年7月1日 平成28年7月5日 平成28年7月9日
<省 略>	白 石 肇 子	平成28年6月24日 平成28年6月29日 平成28年7月2日 平成28年7月6日
<省 略>	前 田 良 二	平成28年6月26日 平成28年6月30日 平成28年7月4日 平成28年7月8日
<省 略>	後 藤 信 子	平成28年6月25日 平成28年6月28日 平成28年7月3日 平成28年7月7日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	居 村 真	平成28年6月23日から 平成28年7月9日までの日

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成28年7月1日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成28年7月8日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議第19号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
 議第20号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
 議第21号 非農地証明について
 議第22号 農用地利用集積計画について

正 誤

平成28年 4 月 1 日付け宮津市公報第830号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
64	上から19行目	「人権教育担当課」	「人権啓発担当課」
98	上から 2 行目	(3) 1 件50万円以下の予備費充当	(3) 1 件50万円以下の予備費充当 別表第 3 財務室長専決事項の表を削る。